

自転車マナーを守ろう！

自転車は、手軽で便利な環境にもやさしい乗物です。通塾時にも自転車を利用している人はたくさんいますが、自転車に乗るときのルールをちゃんと知っていますか？道路交通法上、自転車は車やバイクと同じ車両とされており、違反行為には罰金が科せられます。また、自転車は損害保険の加入義務がないことから、自転車側が加害者となる事故の場合、多額の金銭負担を伴うことにもなりかねません。



自転車に乗るときは、安全に通塾できるよう、交通ルールやマナーを守り、相手の立場に立った思いやりのある運転を心がけましょう。

～自転車の主な交通ルールと罰金～

信号は絶対守りましょう。

(青信号が点滅してからの横断はやめましょう。)

【信号無視】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

夜間はライトをつけて乗りましょう。

【夜間の無灯火】5万円以下の罰金

一時停止場所では必ず停止し安全を確かめましょう。

【一時停止違反】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

二人乗りはやめましょう。

【二人乗り運転】2万円以下の罰金又は科料

二台並んでの走行は歩行者等の通行の妨げにもなりますのでやめましょう。

【並進の禁止】2万円以下の罰金又は科料

走行できる歩道では、車道側を通行し歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

【歩行者通行妨害】2万円以下の罰金又は科料

自転車の通行が禁止されている場所では、自転車から降りて通行しましょう。

【通行禁止】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

傘差し運転や携帯電話を使用しながらの片手運転はやめましょう。

【傘差し運転等の禁止】5万円以下の罰金



～自転車による加害事故の例～

無灯火で走行中に高齢者と接触。高齢者は転倒し死亡。賠償金額：1,950万円

バス待ちの高齢者に衝突。高齢者は手首を骨折。賠償金額：736万円

傘をさして走行中に自転車と衝突。相手は大腿部骨折。賠償金額：506万円

社団法人日本損害保険協会「損害保険のはなし」より

～自転車の安全点検～

ライトがつきますか？

ライトは、明るいですか

(10m前方がよく見えますか。)

尾灯や反射材がついていますか。また、後方や側方からよく見えますか。

スポークに反射材がついていますか。

サドルは固定されていますか。また、またがったときに両足先が地面につく程度に調節されていますか。

サドルにまたがってハンドルを握ったとき、上体が少し前に傾くよう調節されていますか。

ハンドルは、前の車輪と直角に固定されていますか。

ペダルがまがっているなどのために、足がすべるおそれはありませんか。

チェーンはゆるみすぎではありませんか。

方向指示器や変速機のある場合は、よく作動しますか。

警音器はよく鳴りますか。

タイヤには十分空気が入っていますか。また、すり減っていませんか。

ブレーキは、前・後輪ともよくききますか。

ブレーキパッドはすり減っていませんか。



保護者の方へ

安全通塾のため、破損している箇所は早急に修理してくださいませよう、ご協力をお願いします。

～「個人賠償責任保険(特約)へのご加入をお奨め&お願いいたします。」～

自転車に乗っていて事故を起こし、賠償義務が発生した際に適用される「個人賠償責任保険(特約)」へのご加入をお願いいたします。

保険料は、保険金額：1億円、保険期間：1年間で約1,000円～2,000円程度だそうです。またご家庭でご加入済みの火災保険や傷害保険にも、特約としてついている場合も多いそうです。

自転車は道路交通法上、軽車両の扱いとなり、事故が起こった時には賠償義務が発生します。(最近では、自転車との事故で歩行者が死亡する、という重大事故も発生しています)

たくさんの子供たちが、通塾手段また日常の移動手段として自転車を利用しています。当塾としても、自転車の安全運転を常に訴えていますが、万が一の事故の時に対応できる保険へのご加入をぜひご家庭でもご検討ください。

(各ご家庭でお取引のある損害保険代理店にご相談ください。もしお心あたりが無い場合には、ご紹介もさせていただきますので、お気軽にお問い合わせください。)